



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 219 号

令和 2 年 8 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



妖怪アマビエ

長い髪にくちばし、鱗に覆われた胴、三本足が特徴の妖怪「アマビエ」は疫病退散にご利益があるとして、コロナ禍の終息を願う今、全国で注目されています。

八幡西区にある岡田宮では、新型コロナウイルスの悪疫退散を祈願したアマビエの特別御朱印を12月末までいただくことができます。

(岡田宮では他にも安産・交通安全・商売繁盛など様々な御祈願・お祝いを受け付けています。 岡田宮 八幡西区岡田町1-1 TEL621-1898 受付時間9:00~16:00)

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所 〒801-0863 門司区栄町2番3号ニッチクビル3階 TEL 332-2380 FAX 321-2380

小倉税務相談所 〒802-0081 小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階 TEL 531-2431 FAX 531-2451

小倉南税務相談所 〒802-0804 小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階 TEL 951-3033 FAX 922-6008

若松税務相談所 〒808-0034 若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階 TEL 771-3726 FAX 771-5692

八幡税務相談所 〒805-0061 八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階 TEL 681-4538 FAX 671-1559

八幡西税務相談所 〒807-0856 八幡西区八枝3丁目7番19号 TEL 603-4777 FAX 603-4779

感染症拡大により、影響を受ける事業者に対するの支援

※7/10現在の情報のため、今後変わる可能性があります。

国の給付金

- 持続化給付金 ・最大100万円
申請期間 ・令和2年5月1日から**令和3年1月15日**まで
給付対象 ・令和2年1月以降、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること
申請方法 ・オンライン申請又は申請サポート会場（事前予約が必要）による申請

※不動産所得は対象となりませんが、農業所得は対象となります。

- 家賃支援給付金 ・最大300万円
申請期間 ・令和2年7月14日から**令和3年1月15日**まで
給付対象 ・令和2年5月～12月において以下のいずれかに該当する者
①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少
申請方法 ・オンライン申請又は申請サポート会場（事前予約が必要）による申請

その他主な助成金・県市区町村の給付金・支援金等

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| 福岡県持続化緊急支援金 | 令和2年7月31日まで（申請終了） |
| 北九州市持続化緊急支援金 | 令和2年8月31日まで（当日消印有効） |
| 北九州市休業要請等賃借料緊急支援金 | 令和2年6月30日まで（申請終了） |
| 雇用調整助成金 | 令和2年9月30日まで |
| 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金・支援金 | 令和2年12月28日まで |

▼ 重 要 ▼

※給付金や助成金・各市町村独自の支援金等につきましては**所得税は課税**となるため確定申告において事業の**雑収入**として計上する必要があります。
消費税に関しては**不課税**となります。

国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援

北九州市の例

新型コロナウイルス感染症に伴い収入が減少した場合は、申請により国民健康保険料（以下、「保険料」という）を減免する制度があります。

令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料が減免の対象になります。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、死亡、又は重篤な傷病を負った場合

「対象となる保険料」の全額を免除

(2) 給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入の減少が見込まれる場合
次のアからウのすべてに該当する世帯のみ、減免の対象になります。

ア 令和2年中の表記収入いずれかが令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込み

(注) 収入が10分の3以上減少する見込みの場合でも令和元年中の当該所得が0円以下の方はこの制度を利用することができません。

イ 令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下

ウ 減少が見込まれる収入以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下

(複数の所得がある場合です。例えば、給与収入と不動産収入がある場合で、給与収入の減少が見込まれる場合は、不動産（給与収入以外の）所得が400万円超の場合は対象となりません。)

減免割合 所得により全部・10分の8・10分の6・10分の4・10分の2

(注) 主たる生計維持者の**事業等の廃止や失業**の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず対象となる保険料の**全部を免除**

国民年金保険料免除

(1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと。

(2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。

2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

償却資産の申告と同じタイミングで家屋及び償却資産の軽減を申告（予定）

非課税のもの

☆特別定額給付金

☆子育て世帯への臨時特別給付金

☆学生支援緊急給付金

☆新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

☆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

※この給付金は非課税のため確定申告において収入として計上する必要はありません。

※ 市町村によってはそれぞれ支援策が異なりますので詳しくは事業所の所在地を管轄する役所にご確認下さい。

(簡易課税制度の特例)

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者は 簡易課税制度の適用変更を行うことができます

簡易課税制度の適用変更については、消費税法第37条の2において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています。

- ・ 通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したため簡易課税へ変更したい
- ・ 感染拡大防止のために緊急な課税仕入れ（感染予防のパーティションを設置した、消毒液やマスクを大量に購入したなど）が生じたため一般課税へ変更したい

などの事情がある事業者は、課税期間の開始後であっても、簡易課税制度の選択をすること、又は選択をやめて一般課税に戻ることができます。

なお、この簡易課税制度の特例を受けるためには、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害がやんだ日から2月以内(※1)に、納税地の所轄税務署長に申請書類を提出して承認を受ける必要があります。

詳しくは各税務相談所の担当者にご相談下さい。

※1 被害のやんだ日とその申請に係る課税期間の末日の翌日（個人事業者の場合は、その末日の翌日から1月を経過した日）以後に到来する場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限（国税通則法第11条の規定の適用により申告期限等の延長を受けている場合にはその延長された期限）となります。

(注1) 簡易課税制度は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の場合に限り適用することができます。

(注2) この特例の適用を受ける場合、2年間の継続適用要件は適用されません。また、調整対象固定資産や高額特定資産等を取得した場合の「消費税簡易課税制度届出書」の提出制限も適用されません。



☆会員紹介キャンペーンについて☆

お知り合いの方で、帳簿の記帳や確定申告についてお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひ、税務相談所をご紹介下さい。ご紹介いただいた会員様へ、心ばかりのお礼を準備しております。よろしく願いいたします。